

桐生市公告第 98 号

一般競争入札(条件付き)を次のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び桐生市契約に関する規則第5条の規定により公告する。

令和7年6月23日
桐生市長 荒 木 恵 司

1 入札に付する事項

- (1) 件名 桐生市役所本庁舎で使用する環境に配慮した電力調達
- (2) 契約期間 令和7年9月1日0:00から令和8年8月31日24:00まで
- (3) 供給内容 別添仕様書による。
- (4) 需要場所 別添仕様書による。

2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす者に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 桐生市環境に配慮した電力調達に係る方針を十分に理解し、桐生市環境に配慮した電力調達に係る基準第4条及び第5条第1項に規定する要件を満たすこと。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170条)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第34条第4項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から開札日までの間に同法第31条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされた者でないこと。
- (7) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産の申立てがなされている者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社再生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者又は確保することができる者であること。
- (9) 事故発生時等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。
- (10) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

3 入札参加申請等

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格要件を満たすことを証明しなければならない。

(1) 提出期間

令和7年6月23日(月)から7月7日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
9:00から16:00までの間(ただし、12:00から13:00までの間を除く。)

(2) 提出先

〒376-8501

群馬県桐生市織姫町1番1号

桐生市役所総務部総務課庶務担当（桐生市役所本庁舎3階）

電話番号 0277-32-4145 内線1303・1304

FAX 0277-46-2705

メールアドレス somu@city.kiryu.lg.jp

※ なお、特に不明な点がある場合には、電話にてお問い合わせください。

(3) 提出方法

① 持参により提出する場合

3の(1)に同じ

② 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 提出書類

	提出書類	備考
①	入札参加申請書（所定様式）	
②	誓約書（所定様式）	
③	小売電気事業者として登録されている者であることを証する書類の写し	
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	※
⑤	財務諸表書（申請の直近における決算に係る貸借対照表及び損益計算書）	
⑥	電力供給計画書（様式第1号）	※
⑦	特定電源割当証明書（様式第2号）及び非化石証書等の環境価値を証明する資料	※
⑧	環境評価項目報告書（様式第3号）及び算定根拠書類	
⑨	印鑑登録証明書	※
⑩	完納証明書又は法人住民税納税証明書	※

※ ④、⑨、⑩については、発行後3ヶ月以内の原本とする。

※ ⑩については、桐生市で課税がある場合は桐生市納税課で発行する完納証明書で、桐生市で課税がない場合は本店所在地の市区町村が発行する完納証明書または法人住民税納税証明書とする。

※ 令和7年度・8年度のぐんま電子入札共同システムにおいて桐生市に登録のある場合は、上記④、⑤、⑨の書類提出については省略可能とする。

※ ⑥については、入札落札後、令和7年8月29日（金）までに提出すること。

※ ⑦については、契約締結後、四半期期末毎に提出すること。

※ 提出書類の返却はしない。

4 入札参加資格審査方法及び審査結果の通知

上記の3の提出書類等により入札参加資格の有無を審査し、令和7年7月10日（木）までに申請者あてに審査結果をFAXにより通知する。

また、当該審査結果通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す場合がある。

※ なお、審査結果の内容等に関するお問い合わせには応じられない。

5 質問書及び回答について

- (1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合には、質問書（所定様式）により提出することができる。
 - ① 提出期間
令和7年6月23日（月）から7月7日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
9：00から16：00までの間（ただし、12：00から13：00までの間を除く。）
 - ② 提出場所
3の(2)に同じ
 - ③ 提出方法
電子メール又はFAXによって提出すること。
- (2) (1)の質問に対する回答は、7月10日（木）までに、すべての質問と回答を桐生市ホームページにて公開する。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和7年7月18日（金）10：00 即時開札
- (2) 場所
群馬県桐生市織姫町1番1号
桐生市役所本庁舎 2階 206会議室

7 入札方法等

- (1) 郵便入札
別添桐生市郵便入札手引きによる。
- (2) 入札書及び入札内訳書
 - ① 入札書に記載する金額は、各者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ桐生市が入札内訳書で提示する予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総価を入札金額とすること（再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額は除き、その他の費用（非化石証書等調達費用等）は含める。）。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税（地方消費税含む。以下同じ。）相当額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
 - ③ 入札金額の算出基礎として、入札内訳書を作成し入札書に添付すること。なお、入札書と内訳書には、入札書に押印する印鑑により「割印（代表者印）」すること。
 - ④ 入札書の日付は、入札日を記入すること。
- (3) その他
 - ① 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1者であっても、原則として入札を執行する。
 - ② 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
 - ③ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を

延期し、又は取り止めることがある。

8 入札保証金及び契約保証金 免除

9 無効な入札等

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）
- ③ 不正行為による入札
- ④ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ⑤ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- ⑥ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札
- ⑦ その他入札に関する条例等に違反した入札

10 落札者の決定方法

市が定める予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 契約

- (1) 契約書（案）のとおりとする。
- (2) 落札者は令和7年8月29日（金）までに、契約書に記名押印のうえ、電力供給計画書を添付し3の(2)の場所に提出する。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書及び電力供給計画書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。
- (4) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

12 その他

- (1) 当該入札又は契約に関して要した費用については、すべて入札参加者及び契約の相手方が負担するものとする。
- (2) この入札に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、桐生市は、この契約を変更又は解除することができるものとする。
- (3) 供給実施に際しての条件等詳細については、落札後に締結する桐生市役所新庁舎で使用する環境に配慮した電力の需給契約書において定める。
- (4) 受給実施に際しての条件等詳細については、落札後に締結する桐生市役所新庁舎で使用する環境に配慮した電力の需給契約書において定める。
- (5) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」等に関連して、桐生市から有効電力量等必要なデータ（30分ごとの電力使用量データ等）提供の求めがあった場合は、これに応じること。
- (6) 契約締結後、桐生市環境に配慮した電力調達に係る基準第4条第4号に規定する特定電源割当証明書（様式第2号）及び非化石証書等の環境価値を証明する資料を提出すること。
- (7) 通信設備等
 - ① 当該地域を管轄する一般電気事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置

その他付属設備(以下「通信設備等」という。)を設置する必要がある場合は、受注者の財産とし、設置工事については、受注者負担とする。

② 通信設備等の取付位置は、桐生市と受注者の協議の上、場所を選定し桐生市が提供する。

③ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、受注者の負担で撤去する。

13 問合せ先

桐生市役所総務部総務課庶務担当（桐生市役所本庁舎 3 階）

電話番号 0277-32-4145 内線 1303・1304

FAX 0277-46-2705

メールアドレス somu@city.kiryu.lg.jp